

(別記様式第1号)

入学料免除・徴収猶予申請書

(書類提出日) 令和 年 月 日

新潟大学長 殿

申請者記入欄	申請区分 ※ (いずれかを選択してください)	☐ 入学料免除のみ ☐ 入学料徴収猶予のみ ☐ 入学料免除及び徴収猶予 【入学料免除を選択された方】 該当する申請理由にチェックを入れてください。 ☐ 入学前1年以内に学資負担者(父・母)が死亡 ☐ 入学前1年以内に地震・火災・風水害等により被災 (※ 経済的理由は、入学料免除の申請対象とはなりません。)
	学部名・受験番号	()学部・受験番号()
	入学年度・学年	令和 7 年度入学 第 学年
	フリガナ	
	氏 名	
	現住所 ※ ・令和7年10月1日現在の住所 (未定の場合は現在の住所)	〒 —
	携帯電話番号	— —
	E-mailアドレス(携帯可)	
学資負担者記入欄	学資負担者氏名	
	現住所	〒 —
	電話番号	— —

※独立生計者及び留学生は「学資負担者記入欄」を空欄にしてください。

申請理由

(現在の家庭の状況及び入学料の支払いが困難な理由を、申請者本人が詳細に記入すること。)

☐ 入学辞退した場合、入学料を納めることに同意します。

※入学料免除・徴収猶予申請後に入学を辞退する場合には、入学料を納めていただくことになります。同意いただける場合は、□欄にチェックを入れてください。チェックがない場合は申請できません。

以上の理由により入学料免除・徴収猶予の許可を受けたいので、学資負担者同意の上、所定の書類を添えて申請します。

※

・入学料免除のみ・・・入学料の免除を申請しますが、審査の結果、入学料の免除が不許可又は半額免除となった場合は、
規程第4条第4項に基づく入学料の徴収猶予申請を行わず、所定の期日までに入学料を納付します。

・入学料徴収猶予のみ・・・入学料の免除申請は行わず、入学料徴収猶予のみを希望します。

・入学料免除及び徴収猶予・・・入学料の免除を申請しますが、審査の結果、入学料の免除が不許可又は半額免除と
なった場合は、規程第4条第4項に基づき入学料の徴収猶予の申請をします。

＜入学料免除及び徴収猶予申請書 記入要領＞

入学料免除及び徴収猶予申請書は、選考上重要な資料となりますので、以下の注意事項を熟読した上で、作成してください。

1. 記入すべきことが書かれていないものや判読困難なもの等、不備があるものは、選考から除外します。また、記入内容に事実との相違が判明した場合は、許可後であってもその許可を取り消すことがありますので、正確に記入してください。
2. 書類はすべてボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
3. 令和7年10月1日時点の状況を記入してください。
「現住所」欄について、書類提出時点で令和7年10月1日時点の住所が未定の場合は、書類提出時点の現住所を記入してください。
4. 書類提出日は、実際に書類を提出する日を記入してください。
5. □欄は、該当するものに✓印を付けてください。
6. 「申請区分」欄は、当てはまる理由のいずれか一つに必ず✓印を付けてください。
7. 「申請者記入欄」と「学資負担者記入欄」は、それぞれ本人が自署してください。筆跡が同じ場合は書類不備として扱います。
8. 「学資負担者記入欄」は、原則、父母のいずれかの情報を記入してください。
学資負担者に父母を選定することができない場合は、親族等の主たる支援者（祖父母、おじ、おば等）を選定してください。
ただし、以下の場合においては、「学資負担者記入欄」は空欄で構いません。
①社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（または養育されて）いた場合
②父母と死別し（または生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず）祖父母、おじ、おば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合
③申請者自身が結婚しており、申請者自身の配偶者を扶養している場合
9. 独立生計者及び留学生は、「学資負担者記入欄」を空欄にしてください。
なお、独立生計者として申請するには、令和7年10月1日現在において次のア～ウのいずれにも該当していることが条件となります。

ア．父母等の扶養親族でない者（健康保険証の写等で確認します。）

イ．父母等と別居している者（住民票で確認します。）

ウ．本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

・前年1月1日以前から令和7年10月1日時点において、継続して勤務している場合は、前年の給与収入が150万円以上（源泉徴収票の写で確認します。）

・前年1月2日以降に就職・転職し、令和7年10月1日時点において勤務している場合は、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上（給与支払（見込）証明書で確認します。）

10. 申請理由は、単に「経済的に困窮しているため」というような漠然とした書き方ではなく、具体的に記入してください。具体性に欠ける申請理由では受理しません。